2021/5/17 政策開発部 DX戦略課

◆ デジタル改革関連6法の成立について 2021.5.12 参議院本会議で成立

1 要 旨

- ① デジタル庁の新設(2021.9.1)
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大で顕在化した課題への対応
- ③ 急速な少子高齢化の進展への対応、その他の国が直面する課題にも対応
- ④ 個人情報保護制度の見直し
- ⑤ マイナンバーの更なる活用を推進
- ⑥ 地方自治体の情報システムを標準化し、その利用に努める

2 各法の概要等

No	法律名	施行期日	主な内容	備考
1	デジタル社会形成 基本法	2021.9.1	【デジタル社会の形成に関する重点計画を作成】 ・先端技術を活用したデジタル社会の形成を推進	IT 基本法の廃止
2	デジタル庁設置法	2021.9.1	【内閣にデジタル庁を設置】 ・方針に関する総合調整、企画立案 ・国の情報システムの導入、運用、管理 ・自治体情報システムの改善 ・マイナンバーに関する管理	職員 500 人規模 うち 120 人程度が民間登用
3	デジタル社会の形成に図るための関係法案の整備に関する法律	2021.9.1 ※個人情報保護制度見直しは公布日から 1年以内	【個人情報の保護に関する関係法律の整備】 ・行政手続きのオンライン化 ・個人情報保護制度の見直し	
4	公的給付の支給等 の迅速かつ確実な 実施のための預貯 金口座の登録等に 関する法律	公布日から 2年以内	【公的給付の支給の迅速かつ確実な実施】 ・公的給付を迅速に行うオンライン申請 ・口座情報の登録	特別定額給付金のような 公金給付において、迅速な 給付が可能となる。
(5)	預貯金者の意思に 基づく個人番号の 利用による預貯金 口座の管理等に関 する法律	公布日から 3年以内	【マイナンバーを利用した口座情報の管理】 ・マイナンバーと口座情報の紐づけ	
6	地方公共団体情報 システムの標準化 に関する法律	2021.9.1	【国と自治体の情報システム標準化、共通化】 ・自治体に対し、国の基準に適合した情報システムの利用を義務付け ・主要 17 業務の情報システム標準化	国が地方自治体を支援 (基金を創設) 2025 年度までに主要 17 業 務の標準化を完了させる 計画

※主要 17 業務

児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、 国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援 デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ~誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化~ デジタル社会形成の基本原則(①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・ 多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献)

IT基本法の見直しの考え方

IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性

- ✓ データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化
 - ⇒IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形 成に関する司令塔としてデジタル庁(仮称)を設置

どのような社会を実現するか

- ✓ 国民の幸福な生活の実現:「人に優しいデジタル化」のため徹 底した国民目線でユーザーの体験価値を創出
- 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現:アクセシビリティの 確保、格差の是正、国民への丁寧な説明
- 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展:民間のDX推 進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し

デジタル社会の形成に向けた取組事項

- ✓ ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備
- ✓ 行政や公共分野におけるサービスの質の向上
- ✓ 人材の育成、教育・学習の振興
- ✓ 安心して参加できるデジタル社会の形成

- 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る
- ✓ 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進

国際的な協調と貢献、重点計画の策定

- ✓ データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献
- ✓ デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表

デジタル庁(仮称)設置の考え方

基本的考え方

- ✓ 強力な総合調整機能(勧告権等)を有する組織
- ✓ 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重 要なシステムは自ら整備

デジタル庁(仮称)の業務

- ✓ 国の情報システム:基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、 統括・監理。重要なシステムは自ら整備・運用
- 地方共通のデジタル基盤:全国規模のクラウド移行に向けた標準化・ 共通化に関する企画と総合調整
- マイナンバー:マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共 団体情報システム機構 (J-LIS) を国と地方が共同で管理
- 民間・準公共部門のデジタル化支援: 重点計画で具体化、準公共部 門の情報システム整備を統括・監理
- ✓ データ利活用: ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備
- ✓ サイバーセキュリティの実現:専門チームの設置、システム監査
- ✓ デジタル人材の確保:国家公務員総合職試験にデジタル区分(仮 称)の創設を検討要請

デジタル庁(仮称)の組織

- ✓ 内閣直属。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務 官、特別職のデジタル監(仮称)、デジタル審議官(仮称)他を置く
- ✓ 各省の定員振替・新規増、非常勤採用により発足時は500人程度
- ✓ CTO (最高技術責任者) やCDO (最高データ責任者) 等を置き、 官民問わず適材適所の人材配置
- ✓ 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置
- 令和3年9月1日にデジタル庁(仮称)を発足

デジタル改革関連法案の全体像

- ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要

デジタル社会形成基本法案※IT基本法は廃止

- √「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福 な生活の実現等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方 公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について 規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ利活用により発展するデジタル社会
- ・ネットワークの充実+国民の利便性向上を図るデータ利活用(基本理念・基本方針)
- ・デジタル庁の設置(IT本部は廃止)
- ⇒デジタル社会を形成するための基本原則(10原則)の要素も取り込んだうえ で、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案

- 律に統合するとともに、地方公共 団体の制度についても全国的な 委に一元化(個人情報保護法 改正等)
- ✓ 押印·書面手続の見直し(押 印·書面交付等を求める手続を ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知** 定める48法律を改正)
- ✓ 個人情報関係3法を1本の法 ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイ ナンバーの利用の範囲の拡大(マイナンバー法 等改正)
 - 共通ルールを設定、所管を個情 ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可 能化(郵便局事務取扱法改正)
 - ✓ 本人同意に基づく署名検証者への基本4情 報の提供、電子証明書のスマートフォンへの 搭載(公的個人認証法改正)
 - (住民基本台帳法改正)
 - ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本 的強化(マイナンバー法、J-LIS法改正)
- ⇒官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイ ナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求 める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等

デジタル庁設置法案

- ✓ 強力な総合調整機能(勧告権等)を有する組織。基本方針策 定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシ ステムは自ら整備
- ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、デー タ利活用等の業務を強力に推進
- ✓ 内閣直属の組織(長は内閣総理大臣)。デジタル大臣のほか、 特別職のデジタル監等を置く
- ⇒デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破 し、行政サービスを抜本的に向上

公的給付の支給等の迅速かつ確 実な実施のための預貯金口座の 登録等に関する法律案

- ✓ 希望者において、マイナポー タルからの登録及び金融機 関窓口からの口座登録ができ るようにする
- 緊急時の給付金や児童手当 などの公金給付に、登録した 口座の利用を可能とする
- ⇒国民にとって申請手続の簡素 化・給付の迅速化
- 預貯金者の意思に基づく個人番 号の利用による預貯金口座の管
- ✓ 本人の同意を前提とし、一度に 複数の預貯金口座への付番が 行える仕組みや、マイナポータル からも登録できる仕組みを創設
- 相続時や災害時において、預貯 金口座の所在を国民が確認で きる仕組みを創設
- ⇒国民にとって相続時や災害時の 手続負担の軽減等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、 当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築
- ⇒地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等